

第5章 中心地区の基本的方向性

1. 基本理念

(1) 基本理念

中心地区においては、村行政機能やスポーツ施設が集積しており、利便性の高い地区を形成しているとともに、各種教育・文化施設、健康福祉施設等が整備されており、村民のスポーツ・レクリエーション活動や生涯学習、障害者等の社会参画を支える拠点となっている。また、阪神タイガース春季キャンプや村民まつりの会場として、県内外からの多様な来訪者との交流の場となっている。今後においても、本村の顔として、中心地区の一層の機能強化を図り、学びや心身の健康づくりを支え、多様な交流を育む活力に満ちた拠点となることが期待されている。

特に、プロスポーツやアスリートに触れる機会は、「みるスポーツ」を通じた楽しみや感動を提供することができ、スポーツを通じた文化を創造・発信し、引いては地域の活力向上に寄与する場となることも期待できる。

また、来訪者が多く訪れるメリットを活かし、観光産業や地域活性化に波及させていくなど、中心地区の機能強化を図っていくことで、スポーツ活動を行う競技者や見学者、レクリエーション目的で本地区を訪れる人々と村民間の多様な交流を育むことができるなど、相乗効果をもたらすことが見込まれるものである。

以上のような考え方を踏まえ、中心地区整備の基本理念を次のように定める。

うるおいと賑わいのある本村の顔づくり

～健康増進・文化創造・多様な交流の拠点～

2. 整備の基本方針

(1) 行政核の利便性向上

- ・本村行政の中心である村役場や新たに整備された「ふれあい交流センター」の機能集積を活かし、利便性の高い行政核の構築を目指していくものとする。
- ・行政とともに地域福祉の推進役を担っている村社会福祉協議会は、地域福祉センターに入居しているが、村役場と近接した立地への機能移転を検討していくことにより、相互連携や村民の利便性向上につながることから、将来的な移転を視野に入れて検討を行っていくなど、行政核の機能向上を図っていくものとする。

(2) 村民のスポーツ活動やプロスポーツ等の活動拠点となるスポーツ施設の整備・充実

- ・トップレベルのスポーツキャンプ等の需要に応じていくため、総合体育館などの既存スポーツ施設の充実を図るとともに、老朽化した宜野座村総合グラウンドに代わり、全天候型トラックを備えた新陸上競技場を整備していくなど、幅広い年齢層、スポーツレベルの人、障がいの有無を問わず、誰もが安全に、安心して、快適に利用できる施設整備を図る。
- ・また、各種スポーツ施設がコンパクトにまとまり、相互連携や機能を補完し合うことにより、ウォーミングアップでの活用やスポーツイベント開催時の賑わい創出や利便性向上に資することから、それらを意識した施設配置や施設同士の繋がりを計画していくものとする。
- ・グラウンド等については災害時の広域避難場所としても活用できるよう、機能の充実をはかり、村民・県民・観光客の安心・安全に寄与する施設整備を行う。

(3) 教育関連施設や健康・福祉関連施設の整備・集約による利便性の向上

- ・中心地区内には小学校や博物館といった教育関連施設が立地しているとともに、「ふれあい交流センター」には教育委員会が入居しており、中央公民館機能も包含されている。また、ふれあい交流センターは健診会場等としても使用されていくこととなっており、保健機能の核を担う施設となる。この他、地域福祉センターや障害福祉センター等の福祉施設が立地している。また、中心地区南東側に保育所や児童発達支援・放課後等デイサービスを行っている障害児サービス事業所の立地もみられる。しかしながら、これらの施設が中心地区内に点在しており、相互の連携が図りやすいとはいえない。したがって、各施設機能の連携を充実させていくためにも、一部施設の移転による集約配置を行うとともに、認定こども園や学童クラブの設置を図っていくなど、利便性向上を図っていくものとする。

(4) 交通アクセスの利便性向上

- ・アクセス性や回遊性を考慮した道路整備や公共交通機関のネットワークを検討していくとともに、駐車場の利便性の向上により、利用者にとって利便性の高い中心地区整備を行っていくものとする。
- ・特に、プロ野球キャンプの際や村民まつりの際の駐車場不足は来訪者をはじめ、村民の日常生活にも影響を与えるなど大きな課題となっている反面、オフシーズンには需要は多くないなど、時期により差がみられることから、過剰な整備とならないような配慮を行いつつ、ニーズに対応できる駐車場施設の整備を図っていくものとする。

(5) 顔となるシンボル空間の整備

- ・村民や来訪者が多く利用するエリアにシンボルロードを整備し、木陰を創出する並木、花壇の整備等による緑化、無電中化による災害時の安全性の確保、良好な景観創出等

を図るなど、潤いと安らぎを感じさせる空間としていくものとする。

- ・整備にあたっては、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に即したバリアフリー化を図っていくとともに、誰にでもわかりやすい誘導・案内サインの設置や、ゲート空間としての演出等に配慮した整備を行う。

(6) 商業施設・宿泊施設の立地促進等による賑わい創出

- ・本村にはプロスポーツのキャンプが行われているとともに、今後、スポーツ施設の充実等によるアマチュアスポーツ等の合宿需要も多くなっていくことが期待できる。また、キャンプシーズンをはじめ、2025年に沖縄県北部に完成するテーマパーク（JUNGLIA）の波及効果等により、今後、沖縄自動車道宜野座インターチェンジに近い立地である中心地区一帯の観光宿泊ニーズも高まっていくことが期待できる。観光客の来訪・消費により地元購買動向の活性化に繋がるよう、商業施設や宿泊施設の立地を促進していくものとする。
- ・また、本村では一括交付金を活用し、いちご園（宜野座いちご）の整備を行っているなど、中心地区の外縁部において観光交流に資する施設整備も図られているが、アクセス性に課題も見受けられる。そのため、宜野座インターチェンジに近いいちご園へのアクセス向上を図るとともに、ニープガー・古島ガー周辺における広場整備を行うなど、観光に資するよう既存資源の充実を図るものとする。

(7) 管理コスト等に配慮した施設整備及び管理の実施

- ・施設整備にあたっては、イニシャルコストとランニングコストのバランス等を考慮しつつ、太陽光発電などの自然エネルギーの活用や雨水・中水利用を検討するとともに、施設の耐久性向上、維持管理のしやすさを考慮した設計・設備の導入等、整備段階からの維持管理コスト等の低減方策を検討する。

(8) 中心地区の利便性向上に向けた早期対応

- ・イベント時などに発生する中心地区内の交通混雑の解消を図るため、地区内道路の整除や駐車場整備を図るものとする。
- ・村民等のニーズに対応するため、全天候型陸上競技場をはじめとした各種公共施設について、スピード感のある整備を図っていくものとする。

3. 土地利用ゾーニング

(1) ゾーニングの設定

中心地区は、これまで多くの公共施設等が整備されてきているが、明確なゾーニングが検討されない中、時代のニーズに応じて施設整備が図られてきた状況にある。また、旧国道沿いには住宅や事業所等の立地がみられるとともに、敷地の高低差による制約も大きい状況にある。

過年度計画においては、こうした制約条件により大胆なゾーニングを行うことができず、施設配置とゾーニングの整合性が十分に図られていなかったが、中心地区の将来を見通した場合、土地利用をわかりやすく整除していくことにより村民や来訪者の利便性が向上するとともに、施設機能間の連携や相乗効果も期待できることとなる。

そのため、本計画においては、長期的・将来的な展望も視野に入れつつ、改めてゾーニングを示すことにより、利便性向上や地域の活性化、景観形成等にもつながるなど、本村の“顔”づくりを進めていくことができることから、以下に示す施設機能のまともりの確保に重点を置いた土地利用を検討していくものとする。

なお、中心地区の範囲については、過年度計画で設定した範囲をベースとしつつ、一部範囲外についても必要に応じて中心地区として扱うものとする。なお、中心地区の範囲内であっても、明確な方向性を検討しないエリアもあるが、本計画では明確な中心地区の範囲設定は行わないものとし、今後、計画の進捗等を勘案しながら、必要に応じ、改めて中心地区の範囲設定を検討していくものとする。

①行政核ゾーン

村役場や「ふれあい交流センター」といった行政機能が立地する好条件を活かし、本村行政に関わる機能の集約化を図っていく。具体的には、村社会福祉協議会が入居している地域福祉センターの機能移転を検討していくなど、村民の利便性向上に資するゾーンを目指していくものとする。

②スポーツ交流ゾーン

野球場やドーム、多目的スポーツ施設、総合体育館といった既存施設の集積を活かし、スポーツ関連施設の集約化を図っていく。具体的には、老朽化した総合グラウンドに代わる施設として、既存体育施設が集積したエリアに全天候型トラックを備えた新陸上競技場を整備していくとともに、わかりにくい立地となっているバッティングセンターを移転し、利用促進を図るなど、ゾーン内での施設の整備・充実を図っていくものとする。（バッティングセンターの移転については、隣接する宜野座高等学校への騒音の影響の有無や、借地の条件変更を行っていく必要があるなど、懸念事項もあることから、今後、実現可能性を改めて検討していくものとする。）また、プロ野球キャンプ時にイベント広場として使用できる空間

を計画的に確保していくとともに、ゾーン内は歩行者のための園路とし、一般車両の進入を排除していくなど、安全な空間形成を行っていくものとする。

③文教施設・健康福祉施設ゾーン

中心地区南東側の小学校やがらまんホール、福祉関連施設・事業所等の集積を活かしつつ、関連施設同士の連携による相乗効果や村民の利便性向上を図っていくため、一帯を文教施設・健康福祉施設ゾーンとして設定し、関連する施設機能の整備や将来的な機能移転を検討していくものとする。具体的には、認定こども園の整備や、小学校内への学童クラブの整備を検討していく他、既存の博物館や地域福祉センター、障害福祉センターの機能移転を検討していくものとする。

④観光交流ゾーン

中心地区には宿泊施設がなく、商業施設も小規模なものしかないことから、来訪者の利便性向上に資するとともに、地元購買動向の活性化に繋がるよう、商業施設や宿泊施設の誘致を図るゾーンを設定し、立地促進を図っていくものとする。

また、観光振興に資するいちご園やガーについて、アクセスルートや環境整備を図るなど、観光交流を促進していくものとする。

中心地区の外縁部については、こうした取り組みを起爆剤としながら、民間活力を積極的に活かした観光交流を図っていくものとし、観光交流ゾーンとして設定していくものとする。

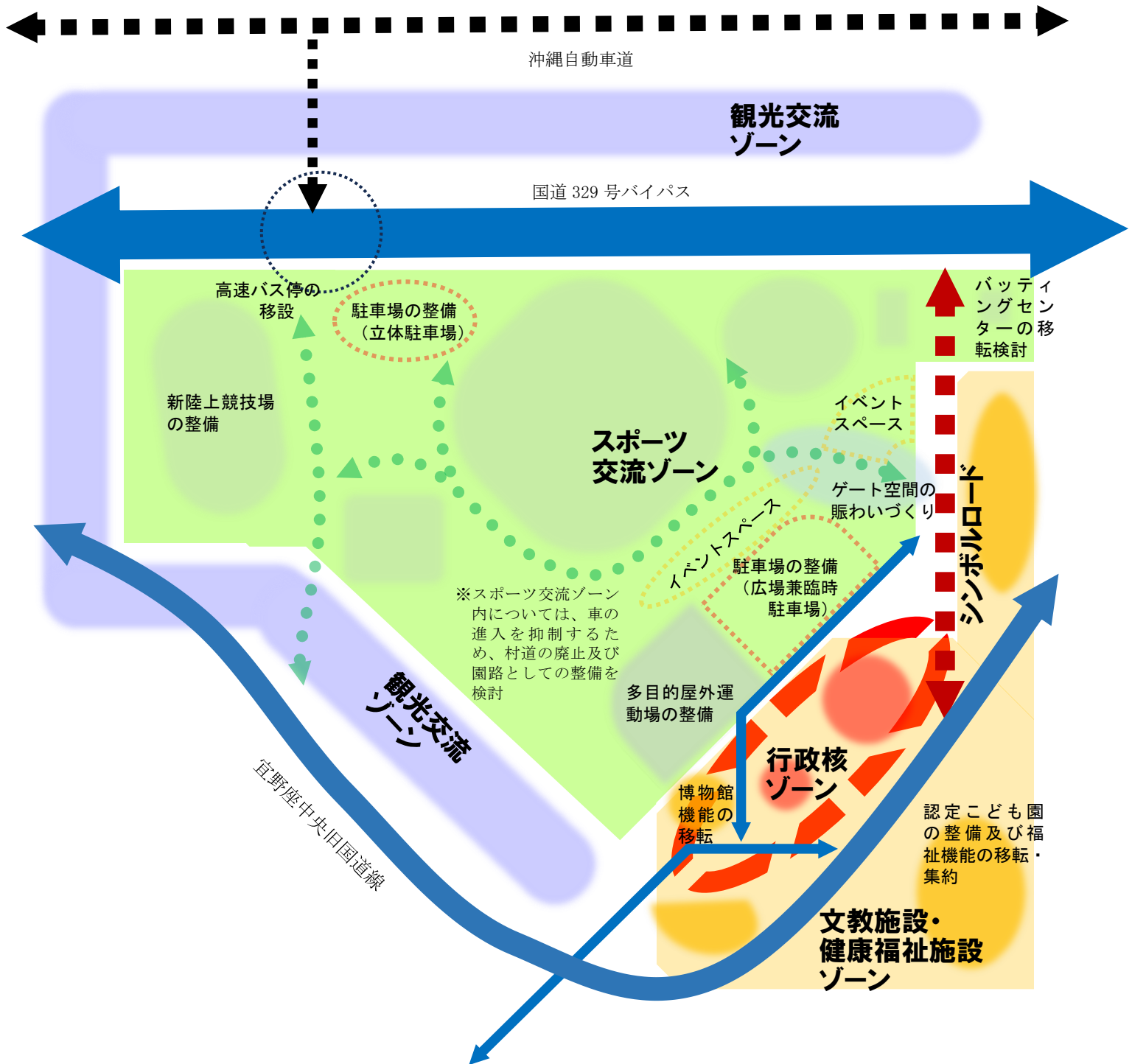
⑤シンボルロード

国道 329 号バイパスと宜野座中央旧国道線を結び、村役場へのアクセス道となる道をシンボルロードとして設定し、緑化や無電柱化により環境整備を図っていくものとする。

また、スポーツ交流ゾーンへのアクセス部分についても、既存のモニュメント等を活かしながらゲート空間としての魅力向上を図っていくものとする。

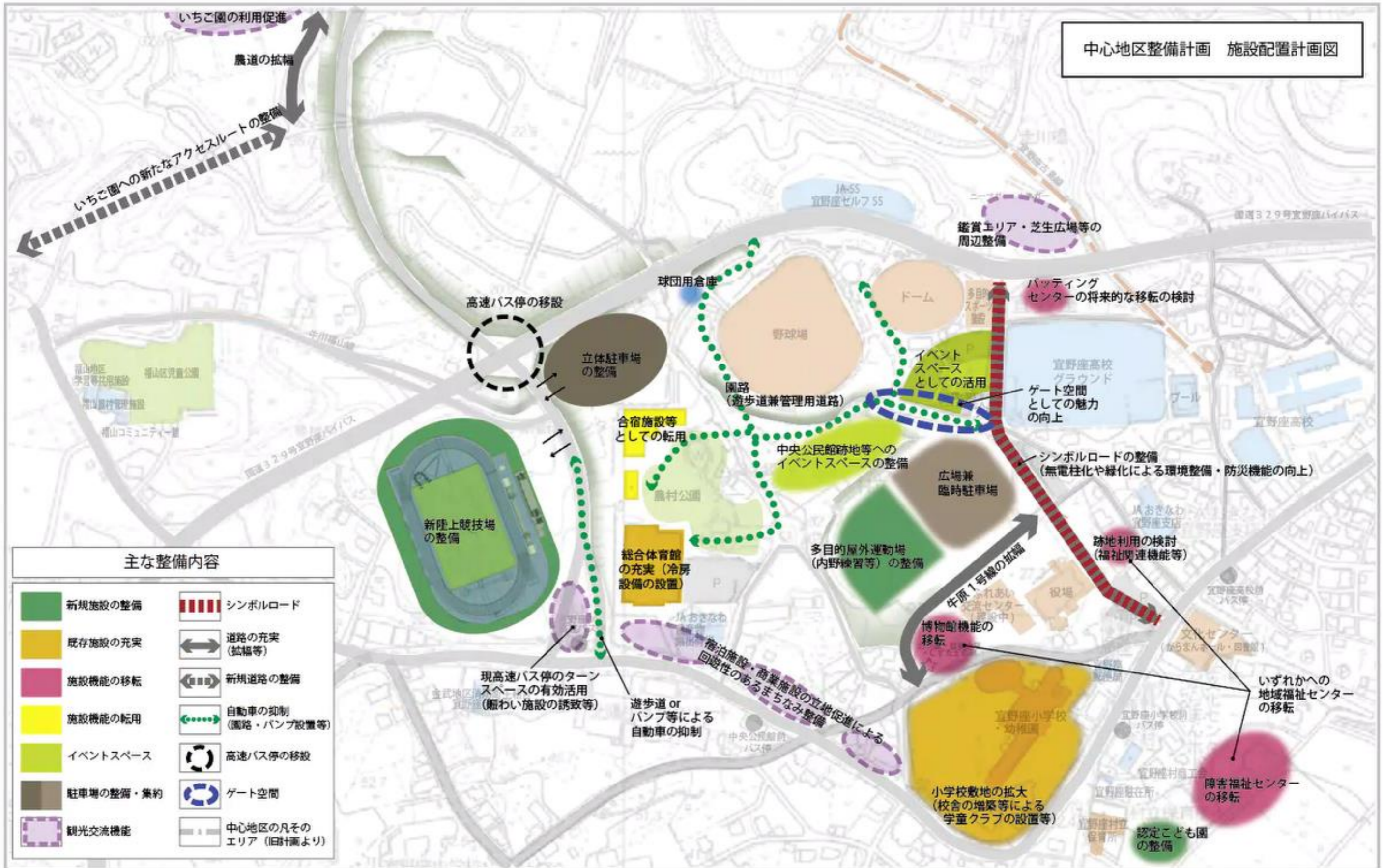
プロ野球キャンプ時には駐車場を探す車両で混雑がみられることから、シンボルロードからアクセスできる位置に駐車場の集約化を図り、立体駐車場・広場兼臨時駐車場として整備することにより混雑の回避を図るとともに、土地利用の有効化を図っていくものとする。

<土地利用ゾーニング図>



(2) 施設配置計画

土地利用ゾーニングの考え方を踏まえ、以下のように施設配置を計画する。



第6章 計画の実現に向けて

※最終的に追加